



医療費支給事業のご案内



こどもの医療費

問い合わせ／子育て支援課給付担当(内線2637)

お子さんが安心して医療を受けられるように医療費を支給する事業です。支給を受けるには申請が必要です。申請日から助成を受けることができます。

対象・内容／お子さんが18歳になる年度末までの通院・入院費



ひとり親家庭等医療費

問い合わせ／子育て支援課給付担当(内線2637)

ひとり親家庭等に対して、医療費の一部を支給することにより、生活の安定と自立を支援するものです。支給を受けるには申請が必要で、資格認定要件や所得制限があります。

対象・内容／ひとり親家庭等の18歳年度末までの児童（一定の障がいがある児童は19歳まで）とその母（父）又は養育者の医療費の一部

重度心身障害者医療費

問い合わせ／障がい福祉課障がい福祉担当(内線2678・FAX541-1328)

対象・内容／次のいずれかに該当する方の通院・入院費

○身体障害者手帳1～3級・療育手帳(A)～B・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方（各手帳取得時の年齢が65歳以上の方は除く）

○65歳未満の時に一定の障がいがあり、その障がいにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

その他／既に本制度を利用している方は引き続き対象。新規申請者は所得制限があります

国民年金保険料額が変わります

問い合わせ／大宮年金事務所(☎048-652-3399自動音声案内「2」)
国保年金課年金担当(内線2437)

4月から国民年金保険料が月額16,610円になります。保険料額は、直近の物価や賃金上昇率を乗じてその年度に見合った価格水準に調整されます。

人生の節目には国民年金の届出を

20歳から60歳までの40年間は、皆さんが国民年金に加入することになります。加入の種類は3種類あり、職業などにより異なります。

結婚や就職、退職などにより加入の種類が変わったときは、2週間以内に手続きしてください。

第1号被保険者

学生、自営業者、農林漁業者、第2号被保険者に扶養されていない配偶者など

第2号被保険者

厚生年金や共済組合などに加入している会社員・公務員

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

こんなとき	届出先
会社を退職した	国保年金課
所得増や離婚等で配偶者に扶養されなくなった	
自分を扶養していた配偶者(第2号被保険者)が退職又は65歳になった	
就職や転職で厚生年金保険等に加入した	勤務先
所得減や結婚等で第2号被保険者の配偶者に扶養されるようになった	配偶者の勤務先

